

重度障害者等通勤対策助成金

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者又は通勤が特に困難と認められる身体障害者(以下「重度障害者等」という。)を労働者として雇用する事業主等が、これらの障害者の通勤を容易にするための措置を行わなければ、雇用の継続が困難であると機構が認める場合に、その費用の一部を助成するものです。

重度障害者等用住宅の貸借

申請できる事業主又は事業主等

1. 障害により通勤することが容易ではない重度障害者等を入居させるための特別な構造又は設備を備えた世帯用又は単身者用住宅の貸借を行う事業所の事業主。
2. 支給対象障害者が障害により通勤することが容易でないため、住宅に入居させなければ支給対象障害者の雇用の継続を図ることが困難であると機構が認める事業主。

支給額及び支給期間等

助成金の種類	助成率	助成率	支給期間	備考
住宅の貸借 (世帯用) (単身者用)	3/4	世帯用 月10万円 単身者用 月6万円	10年間	「世帯用」とは支給対象となる労働者が次に掲げるいずれかの者と同居する住居をいう。 (イ) 配偶者 (ロ) 6親等以内の血族の者 (ハ) 3親等以内の婚姻の者 (ニ) (イ)から(ハ)までに掲げる以外の者で機構がやむを得ないと認める者

駐車場の貸借

申請できる事業主

支給対象となる重度障害者等を労働者として雇用する事業所の事業主で、障害により公共交通機関を利用して通勤することが容易でない支給対象障害者に対し、支給対象障害者自らが自動車を運転して通勤することを認め、その支給対象障害者に使用させるために駐車場を貸借しなければ支給対象障害者の雇用の継続が困難であると機構が認める事業所の事業主。

支給額及び支給期間等

助成金の種類	助成率	支給限度額	支給期間
駐車場の貸借	3/4	対象障害者1人につき 月5万円	10年間